

西春日井消防 広報

第22号

119

尾張中北消防指令センターを
整備中です！！

- ・尾張中北消防指令センターを整備しています。
- ・住宅用火災警報器は設置が義務化されています！！
- ・救急救命士が行える処置の範囲が広がりました！！
- ・平成二十七年一般会計予算
- ・平成二十六年中の火災・救急・救助出動
- ・緊急消防援助隊出動報告
- ・及び休日急病診療所利用状況

西春日井消防揭示板

平成二十七年四月一日（水）



イメージ図



西春日井広域事務組合

消防本部／東消防署
東消防署西春出張所
西消防署
東部休日急病診療所
西部休日急病診療所

北名古屋市井瀬木狭場15番地
北名古屋市西之保光明田68番地
清須市西田中白山88番地
北名古屋市九之坪白山39番地
清須市西枇杷島町花咲84番地

TEL0568-22-2511
TEL0568-24-0119
TEL052-409-2119
TEL0568-23-0122
TEL052-503-8277

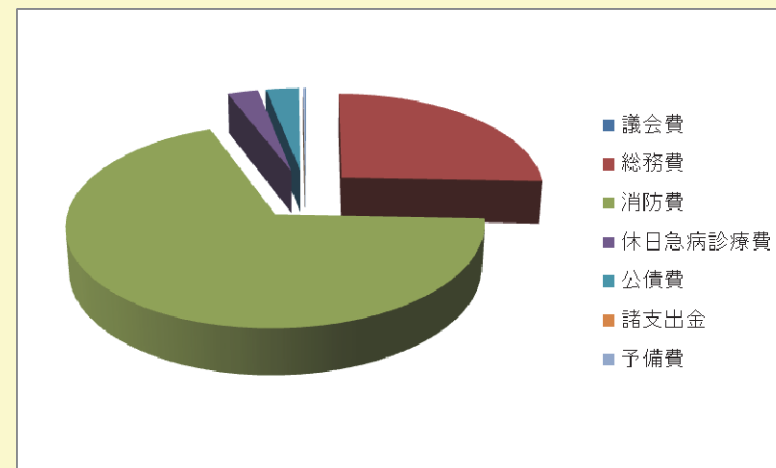
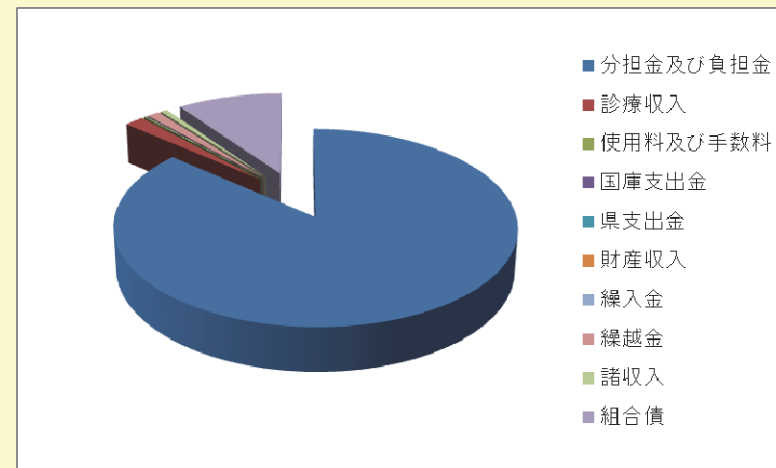
平成27年度一般会計予算

歳入

款別	金額(円)
分担金及び負担金	1,772,015,000
診療収入	36,929,000
使用料及び手数料	3,264,000
国庫支出金	1,000
県支出金	1,000
財産収入	28,000
繰入金	1,460,000
繰越金	24,000,000
諸収入	13,313,000
組合債	200,000,000
歳入合計	2,051,011,000

歳出

款別	金額(円)
議会費	1,264,000
総務費	524,159,000
消防費	1,404,915,000
休日急病診療費	56,556,000
公債費	60,590,000
諸支出金	27,000
予備費	3,500,000
歳出合計	2,051,011,000



平成26年中の火災・救急・救助出動及び休日急病診療所利用状況

市町別	火災出動	救急出動	救助出動	休日診療所利用者
清須市	20 件	2,704 件	28 件	1,732 人
北名古屋市	23 件	3,321 件	42 件	2,144 人
豊山町	9 件	691 件	13 件	189 人
管外	—	28 件	—	571 人
合計	52 件	6,744 件	83 件	4,636 人

緊急消防援助隊出動報告

西春日井広域事務組合消防本部は平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火災害に際し、延べ11名の隊員が出動し、救助活動及び後方支援活動に従事しました。

次回（23号）は平成27年10月1日発行予定です。



発行（平成27年4月1日）
西春日井広域事務組合消防本部・総務課
北名古屋市井瀬木狭場15番地
電話番号 0568-22-4912
E-mail seishunkouiki-119@proof.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~n-kouiki>

救急救命士が行える処置の範囲が広がりました!!

平成26年1月31日付けで「救急救命士の施行規則の一部を改正する省令」が交付され、救急救命士が行うことができる処置が拡大されました。

西春日井広域事務組合消防本部管内(清須市、北名古屋市、豊山町)では、救急救命士に対し計画的に教育を実施し、処置拡大に必要な処置を行う事ができる救急救命士12名を養成しました。

平成27年4月1日より運用開始することとなりましたので、「救える命を救うため」救急救命士の活動にご理解とご協力をお願いいたします。

【拡大された処置の内容】

1. 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液

血圧が低下して、心臓が停止する危険性のあるショック症状の人や、長時間にわたり狭い場所や機械等に挟まれた人に対して点滴を行います。

2. 血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

低血糖状態が疑われる人に対して血糖測定を行った結果、低血糖であることが確認された場合には、静脈路確保を行い、ブドウ糖溶液を投与します。

【期待される効果】

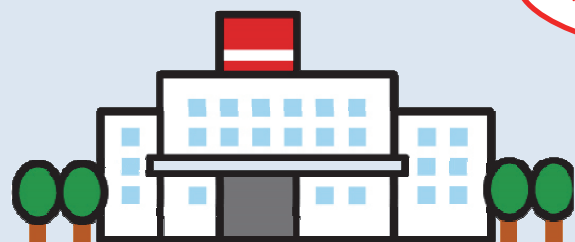
これまで救急救命士が医師の具体的指示を受けて行うことができた処置は、**心肺機能が停止した傷病者のみに**限られていました。

これからは救急救命士が医師の具体的指示を受けて**心肺機能停止前の重度傷病者**に対しても、救急現場や救急車内等で早期に処置を行うことができるため、救命効果の向上につながることが期待されます。



医師の指示を受けて、
救急救命士が処置を行います。

000



尾張中北消防指令センターを整備しています。

西春日井広域事務組合消防本部では、119番通報受付業務を単独で行っているところですが、犬山市消防本部・江南市消防本部・小牧市消防本部・岩倉市消防本部及び丹羽広域事務組合消防本部(大口町、扶桑町管轄)と共同で119番通報受付業務を行うため平成28年の開所に向け尾張中北消防指令センターの整備を行っています。

6消防本部管轄内でかけた119番通報は、全て尾張中北消防指令センターで受け付けます。

なお、119番のかけ方は、変わりません。

尾張中北消防指令センター

所在地:小牧市安田町118番地(小牧市消防本部南)

詳しくは、西春日井広域事務組合消防本部通信指令課へお問い合わせください。

電話番号:0568-22-2511



住宅用火災警報器は設置が義務化されています!!

火災による逃げ遅れを防ぐことができます。

あなたの命を守ってくれます。

まだ設置をしていない方は、住宅用火災警報器を設置しましょう!!

《住宅用火災警報器をすでに設置されている方へ》

設置の義務化がされてから、間もなく**10年**が経過します。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です!!**

10年を目安に交換しましょう。

一カ月に一度を目安に作動点検をしましょう。

点検方法は、機種により異なりますので、説明書を読んで点検方法を確認しておきましょう。

火災は、ちょっとした不注意から発生しており、日々の心がけひとつで防げるものがほとんどです。

この機会にご家庭や職場の防火対策を見直してみましょう。

《放火火災防止対策》

・自動車やバイク等のボディーカバーを防災製品にしましょう。

・燃えやすいものを屋外に置くのをやめましょう。

・ごみは収集日の朝に出すようにしましょう。

《防災品の普及促進》

・万が一、出火した際の拡大防止対策として、カーテンやじゅうたんに防災品を使用しましょう。

・調理中、衣服へ炎が燃え移るのを防止するため、衣類を防災品にしましょう。

・就寝中、寝具への燃え移りを防止するため、寝具を防災品にしましょう。

消防庁登録者番号

防 災

登録確認機関名

(防災物品ラベル)